

魚津市告示第2号

魚津市参画と協働のまちづくり推進会議設置要綱を次のように定める。

平成31年1月9日

魚津市長 村椿 晃

魚津市参画と協働のまちづくり推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市市民参画・協働指針に基づき、市民との参画と協働によるまちづくりを積極的に推進するために必要な事項を定めるものとする。

(推進会議の設置)

第2条 市民参画と協働によるまちづくりを推進するとともに推進状況を検証し、その結果を広く市民に情報提供するために、魚津市参画と協働のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する

(推進会議の所掌事務)

第3条 推進会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 参画と協働によるまちづくり関連施策の推進に関する事。
- (2) 魚津市自治基本条例（平成23年魚津市条例第16号）に関する事。
- (3) 魚津市市民参画・協働指針に関する事。
- (4) 前各号に掲げるほか参画と協働によるまちづくりに関する事。

(推進会議の組織)

第4条 推進会議は、8人以内の委員をもって組織する。

2 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の各種団体等の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

3 推進会議に会長及び副会長を置く。

4 推進会議の会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が委員のうちから指名する。

5 推進会議の会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐するとともに会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（推進会議の委員の任期）

第5条 推進会議の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（推進会議の会議）

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議の会長は、必要と認めるときは、推進会議の会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（府内推進委員会の設置）

第7条 市民の自主的・主体的なまちづくりを推進し、市民と市との協働によるまちづくりを推進するため、魚津市参画と協働のまちづくり府内推進委員会（以下「府内推進委員会」という。）を設置する。

（府内推進委員会の所掌事務）

第8条 府内推進委員会は、次の事務を所掌する。

- （1） 参画と協働によるまちづくり関連施策の実施に関すること。
- （2） 魚津市自治基本条例に関すること。
- （3） 魚津市市民参画・協働指針に関すること。
- （4） 市民参画・協働推進の総合調整に関すること。

（府内推進委員会の組織）

第9条 府内推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 府内推進委員会の委員長は、企画総務部長をもって充て、副委員長は、民生部長をもって充てる。

3 府内推進委員会の委員長は、会務を総理し、副委員長は、委員長を補佐するとともに委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 府内推進委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

企画総務部長、議会事務局長、教育委員会次長、企画政策課長、総務課長、財政課長、社会福祉課長、環境安全課長、商工観光課長、地域協働課長

（府内推進委員会の会議）

第10条 府内推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 府内推進委員会の委員長は、必要と認めるときは、府内推進委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（庶務）

第11条 推進会議及び府内推進委員会の庶務は、企画総務部地域協働課において処理する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、

推進会議の会長が会議に諮り、及び府内推進委員会の運営に必要な事項は、府内推進委員会の委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（魚津市市民参画協働指針策定市民会議設置要綱及び魚津市市民参画協働指針策定府内検討会設置要綱の廃止）

2 魚津市市民参画協働指針策定市民会議設置要綱（平成24年魚津市告示第99号）及び魚津市市民参画協働指針策定府内検討会設置要綱（平成24年魚津市告示第100号）は、廃止する。